

3 許可基準の概要

ここに示すものは概要ですので、屋外広告物を設置する際には必ず屋外広告物担当窓口にご相談してください。

屋外広告物の許可基準は、三重県屋外広告物条例施行規則により定められています。そのうち、共通基準及び主要な屋外広告物にかかる許可基準の概要を記載しています。

共通基準(別表第1)

- 1 道路を占用して設ける広告物は、道路法の規定による道路の占用許可及び道路交通法の規定による道路の使用許可を受けていること。
また、交通標識及び交通信号の類と混同し若しくはこれらを隠蔽し、又は幻惑させること等により道路交通に影響を与えるものでないこと。
- 2 容易に腐朽又は破損しない材料を使用し、また、必要な構造計算に関する基準については、建築基準法及びその関係法令に違反しておらず、かつ、風雨、地震等の衝動によって容易に破損、倒壊、落下、飛散等のおそれがないこと。
- 3 屋外広告物（自家用広告物を除く。）については、管理者名、住所、電話番号等連絡に必要な事項を見やすい箇所に表示すること。

許可基準

別表第2:禁止地域等における自家用広告物の許可基準

別表第3:許可地域等における屋外広告物の許可基準

別表第4:禁止地域等における管理広告並びに道標及び案内図板の許可基準

なお、これらは概要であり、詳細については、規則本文及び屋外広告物担当窓口で確認してください。

壁面広告

1 面積

表示面積の同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）に占める割合がA欄の値以下であること。

2 備考

壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。

窓その他開口部を覆わないものであること。

同一壁面面積 $H \times W$
 表示面積 $h \times w$
 表示面積 ÷ 同一壁面面積 \leq A欄の値
 ※壁面に広告板を設置する場合は、広告板の面積が表示面積となります。
 壁面に直接ペイントする場合は、文字や商標等の大きさの合計が表示面積となります。

建物の形状により、同一壁面とみなす場合もある。

x 突出している

x 突出している

x 窓を覆っている

区分		禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	表示面積	1 / 4	1 / 2

突出広告

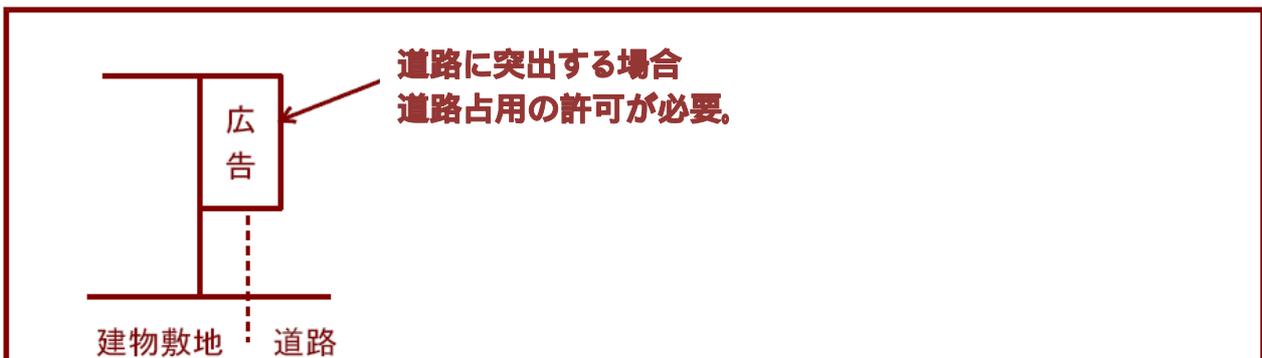
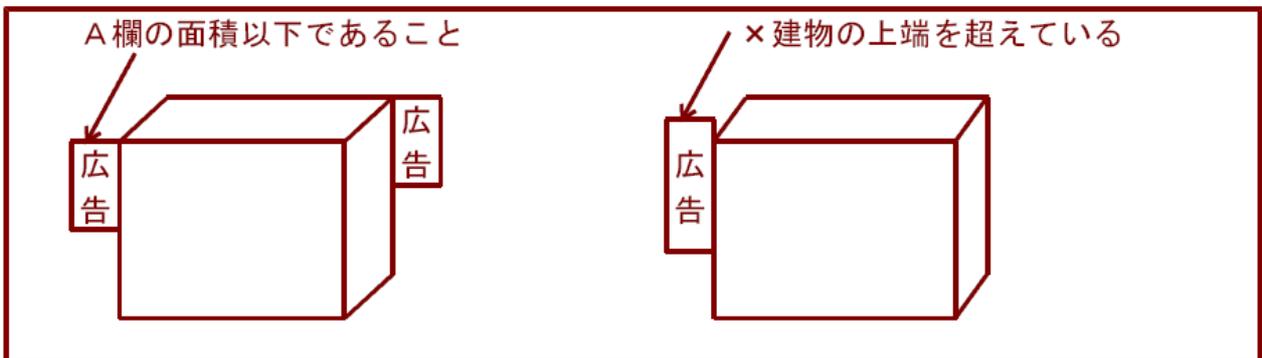
1 面積

1 面の表示面積がA欄の値以下であること。

2 備考

広告物の上端が取付け壁面の高さを超えないこと。

道路に突出する場合は、道路占用にかかる手続きを行うこと。



区分		禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	表示面積	10 m ²	20 m ²

屋上広告

1 高さ

禁止地域にあつては、広告物の高さ（h）の広告物の設置する箇所の高さ（H）に対する割合がA欄の値以下、かつ、広告物の高さ（h）がB欄の高さ以下であること。

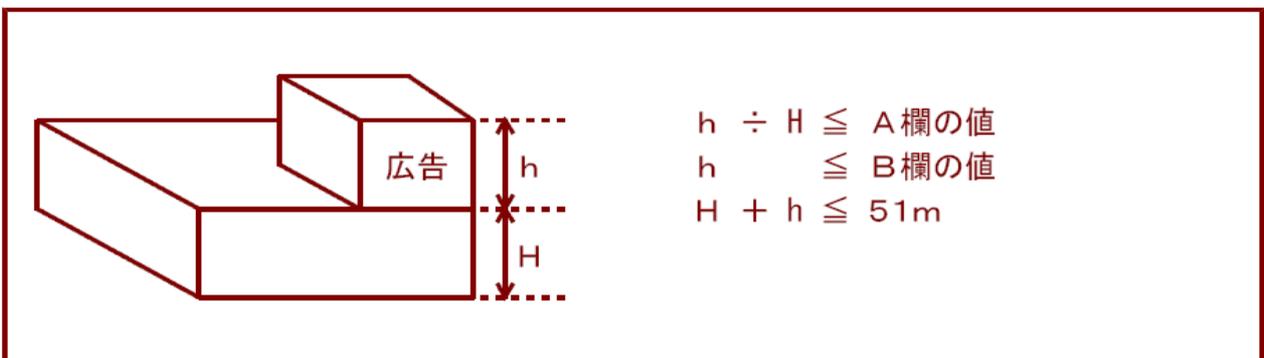
許可地域にあつては、広告物の高さ（h）の広告物の設置する箇所の高さ（H）に対する割合がA欄の値以下、または、広告物の高さ（h）がB欄の高さ以下であること。

2 備考

地上から広告物の頂点までの高さ（H + h）が5.1m以下であること。

木造建築物に掲げるものでないこと。

（ 通常の許可基準においては、屋上広告物の表示面積の上限は設けていません。 ）



区 分		禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	高さ制限 1	1 / 3	2 / 3
B	高さ制限 2	7 m	2.0 m

広告板及び広告塔

1 面積

広告板にあつては、1面の表示面積がA欄の面積以下であること。

広告塔にあつては、表示面積の合計がA欄の面積以下であること。

2 高さ

広告板、広告塔のいずれも、B欄の高さ以下であること。



知事が指定する道路等に接続する禁止地域の外側の許可地域の500m～1000m(又は100m～500m)の区域に設けられていた広告板及び広告塔に係る相互間距離の規定は、平成26年2月に廃止されています。

区分			禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	表示面積	広告板	15 m ²	35 m ²
		広告塔	40 m ²	70 m ²
B	高さ制限	広告板	5 m	10 m
		広告塔	5 m	15 m

サイン・ポール

- 1 面積
1面の表示面積がA欄の値以下であること。
- 2 高さ
B欄の高さ以下であること。



区 分		禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A	表示面積	5 m ²	5 m ²
B	高さ制限	5 m	7 m

屋外広告物沿道景観地区 景観風致維持基準及び景観形成指導基準

主な基準のみ記載しています。

通常の許可基準と異なる基準の欄を、塗りつぶしてあります。

詳細は所管の建設事務所で確認してください。

伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区（平成2年告示）

壁面広告、突出広告、屋上広告には総量規制があります。（各A欄参照）

（壁面、突出及び屋上を合計した広告物の個数が建築物1棟につき1方向A個以下）

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合がB以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	総量規制	2個	2個	3個	3個	3個	3個
B	表示面積	1/6	1/10	1/4	1/5	1/4	1/7

突出広告 (1面の面積がB以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	総量規制	2個	2個	3個	3個	3個	3個
B	表示面積	10 m ²	10 m ²	20 m ²	20 m ²	20 m ²	20 m ²

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合がC以下、広告物の高さがD以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	総量規制	2個	2個	3個	3個	3個	3個
B	表示面積	12 m ²	10 m ²	22 m ²	20 m ²	20 m ²	15 m ²
C	高さ規制1	1/3	1/4	1/2	1/3	1/3	1/3
D	高さ規制2	5m	5m	10m	10m	7m	7m

広告板 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	8 m ²	5 m ²	20 m ²	10 m ²	20 m ²	5 m ²
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	4 m ²	2.5 m ²	10 m ²	5 m ²	10 m ²	2.5 m ²
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	5 m ²					
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	禁止	禁止

(なお、伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区における許可地域の一般広告物である広告板・広告塔の景観風致維持基準にあった『5mの相互間距離、2mの道路後退規定』は、平成26年2月に廃止しています。)

奥伊勢屋外広告物沿道景観地区（平成11年告示）
紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区（平成13年告示）

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合がA以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	1/5	1/10	1/3	1/5		

突出広告 (1面の面積がA以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	10 m ²	10 m ²	20 m ²	20 m ²		

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合がB以下、広告物の高さがC以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	15 m ²	10 m ²	25 m ²	20 m ²		
B	高さ規制1	1/3	1/4	1/2	1/3	2/3 or 20m 以下	
C	高さ規制2	5m	5m	10m	10m	地上から頂点まで51m	

広告板 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	10 m ²	5 m ²	25 m ²	10 m ²		
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	5 m ²	2.5 m ²	12.5 m ²	5 m ²		
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2.5 m ²	1.5 m ²	2.5 m ²	1.5 m ²		
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止

但し、紀南屋外広告物沿道景観地区においては、自家用広告物で、表示面積の合計が3m²以下かつ他の自家用広告物との合計面積10m²以下の場合は、掲出可。

()許可地域における一般広告物

「1面につき1.5m²以下、施設名、距離を示す表現、矢印等行先を示す表現に限る。地は緑色、文字等は白色に限る。」

伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区（平成21年告示）

共通基準（景観風致維持基準）

広告面の彩色は、無彩色又は5色以内とすること。

（写真については、広告面の1/2以内とする。）

広告面の色彩は、蛍光色を避けること。

ネオンサイン・LED(点滅・画面が変化するもの)は使用しないこと。

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合がA以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	1/5	1/10	1/3	1/5	1/4	1/7

突出広告		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	10 m ²	10 m ²	20 m ²	20 m ²	20 m ²	20 m ²

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合がB以下、広告物の高さは通常の許可基準)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	15 m ²	10 m ²	25 m ²	20 m ²	20 m ²	15 m ²
B	高さ規制	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3	1/4
		縦長でないこと					

広告板 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	10 m ²	5 m ²	25 m ²	10 m ²	20 m ²	5 m ²
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m
		(縦横の比率1.4～1.8)					

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	5 m ²	2.5 m ²	12.5 m ²	5 m ²	10 m ²	2.5 m ²
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	5 m ²					
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	禁止	禁止

禁止地域における道標及び案内図板

1事業所につき2本以下。地は茶色、文字等は白色とし、かつ必要な文言に限る。

国道 311 号屋外広告物沿道景観地区（平成 23 年告示）

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合が A 以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	1/6	1/10	1/4	1/5		

突出広告 (1面の面積が A 以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	3 m ²	1.5 m ²	3 m ²	1.5 m ²		

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合が B 以下、広告物の高さが C 以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	12 m ²	10 m ²	22 m ²	20 m ²		
B	高さ規制 1	1/3	1/4	1/2	1/3	2/3 or 20m 以下	2/3 or 20m 以下
C	高さ規制 2	5m	5m	10m	10m	地上から 頂点まで 51m	地上から 頂点まで 51m

広告板 (1面の面積が A 以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	8 m ²	5 m ²	20 m ²	10 m ²		
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	4 m ²	2.5 m ²	10 m ²	5 m ²		
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2 m ²	1.5 m ²	2 m ²	1.5 m ²		
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止

但し、自家用広告物で、表示面積の合計が3m²以下かつ他の自家用広告物との合計面積が10m²以下の場合は、掲出可。

() 許可地域における一般広告物

「1面につき1.5m²以下、施設名、距離を示す表現、矢印等行先を示す表現に限る。地は緑色、文字等は白色に限る。」

伊勢志摩屋外広告物沿道景観 C 地区 (平成 25 年告示)

壁面広告 (同一壁面面積に占める割合が A 以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	1/6	1/10	1/4	1/5	1/4	1/7

突出広告 (1面の面積が A 以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	3 m ²	1.7 m ²	3 m ²	1.7 m ²	3 m ²	1.7 m ²

屋上広告 (広告物の高さの設置する高さに対する割合が B 以下、広告物の高さが C 以下)		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	12 m ²	10 m ²	22 m ²	20 m ²	20 m ²	15 m ²
B	高さ規制 1	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3	1/4
C	高さ規制 2	5m	5m	10m	10m	7m	7m

広告板 (1面の面積が A 以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
A	表示面積	8 m ²	5 m ²	20 m ²	10 m ²	20 m ²	5 m ²
B	高さ制限	5m	5m	10m	10m	10m	10m

広告塔 (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	4 m ²	2.5 m ²	10 m ²	5 m ²	10 m ²	2.5 m ²
B	高さ制限	5m	5m	15m	15m	15m	15m

サイン・ポール (1面の面積がA以下) 高さは通常の許可基準		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2 m ²	1.7 m ²	2 m ²	1.7 m ²	2 m ²	1.7 m ²
B	高さ制限	5m	5m	7m	7m	7m	7m

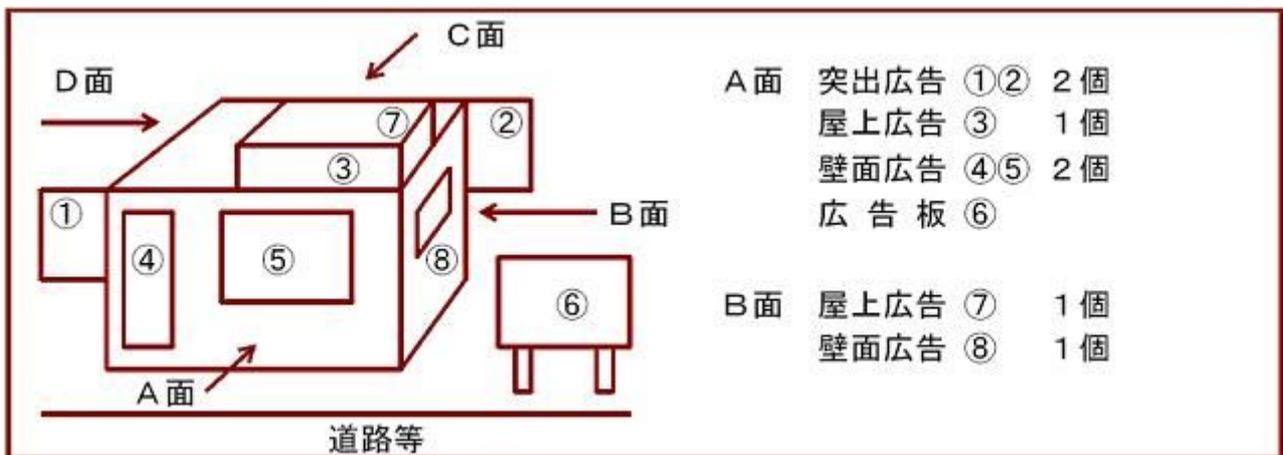
広告旗		禁止地域		許可地域			
		自家用広告物		自家用広告物		一般広告物	
		景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準	景観風致 維持基準	景観形成 指導基準
A	表示面積	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	禁止	禁止

参考

自家用広告物のチェックリスト

営業のため、自己の店舗や工場、倉庫の敷地内に設置する屋外広告物を、自家用広告物と呼びます。これらの広告物の表示面積の合計が、1方向につき、10㎡を超える場合は、三重県屋外広告物条例に基づく許可手続きが必要となります。

- 敷地内にある屋外広告物を全てリストアップしてください。
なお、広告物とは、広告板や広告塔、建物の壁面等などに描かれている、商号や屋号、取扱品、メーカー等の名称やマークをいいます。(常時又は一定の期間、屋外で公衆に表示されているものです。)
- 次に、リストアップした屋外広告物が表示されている向きにより、4つの方向に分けてください。下記の例では、道路を基準として、正面(A面)、側面(B面・D面)、背面(C面)の4方向に分けています。



- A～Dのそれぞれの面について、屋外広告物の表示面積の合計を求めます。表示面積の合計が10㎡を超えている面がある場合は、許可手続きが必要となります。
なお、広告板等については、広告板の面積が表示面積となります。また、壁面等に直接ペイントされている場合は、文字や商標等の大きさの合計が表示面積となります。

《参考》

屋外広告物法・条例の変遷（主たる改正の経緯）

屋外広告物法

- 明治44年 廣告物取締法の制定
昭和24年 屋外広告物法の制定
昭和27年 第1次改正：
略式の代執行の追加、都道府県知事の事務の委任
昭和38年 第2次改正：
貼り紙についての簡易除却規定
*昭和39年：屋外広告物標準条例（通達）
昭和48年 第3次改正：
貼り札及び立看板についての簡易除却措置、屋外広告業者の届出制度の創設
平成16年 第4次改正：
のぼり旗についての簡易除却措置と要件の緩和
景観行政団体の条例策定
屋外広告業の登録制度
*平成16年：屋外広告物条例ガイドライン

三重県屋外広告物条例

- 明治33年 三重県令44号
明治44年 廣告物取締法施行規則
昭和25年 三重県屋外広告物条例
昭和35年 三重県屋外広告物条例全部改定
昭和41年 三重県屋外広告物条例全部改定
昭和57年 面積・高さ等基準の整備
平成2年 自家用・一般広告物基準の整備
平成15年 許可基準の見直し（緩和）
平成16年 法第4次改正に合わせた改正
・簡易除却措置要件の見直し(緩和)
平成17年
・屋外広告業の登録制度の整備
・違反広告主に対する指導、勧告制度の導入
平成21年 政治活動用ポスター等の取扱いの改正
平成26年 許可地域の広告板、広告塔の相互間距離規定の廃止
平成27年 「屋外広告業者に対する監督処分及び措置に関する要綱」施行
平成28年 継続申請時の自己点検結果報告書に広告物等の写真添付を義務付け
平成30年 点検対象を全ての広告物に拡大、有資格者による点検を義務付け

屋外広告物担当窓口

屋外広告物の許可等に関する事務

地域等	担当窓口	電話番号	住所
桑名市	桑名市役所 都市整備部都市整備課	0594-24-1223	〒511-8601 桑名市中央町2-37
いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	〒511-8567 桑名市中央町5-71
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	〒510-8511 四日市市新正4-21-5
鈴鹿市	鈴鹿市役所 都市整備部都市計画課	059-382-9063	〒513-8701 鈴鹿市神戸1-18-18
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117
津市	津市役所 都市計画部都市政策課	059-229-3290	〒514-8611 津市西丸之内23-1
松阪市	松阪市役所 建設部都市計画課	0598-53-4199	〒515-8515 松阪市殿町1340-1
多気郡 大台町を除く	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586	〒515-0011 松阪市高町138
多気郡大台町	大台町役場 建設課	0598-82-3788	〒519-2404 多気郡大台町佐原750番地
伊勢市・度会郡 大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2
度会郡大紀町	大紀町役場 建設課	0598-86-2247	〒519-2703 度会郡大紀町滝原1610-1
鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9
名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297	〒518-8533 伊賀市四十九町2802
尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1
熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141	〒519-4393 熊野市井戸町371

屋外広告業の登録に関する事務

担当窓口	電話番号	FAX番号	住所
三重県 県土整備部都市政策課	059-224-2748	059-224-3270	〒514-8570 津市広明町13

